

## 学術文献複写にかかわる著作権についての日本病院ライブラリー協会の見解

2004年9月1日

2006年10月14日（改訂）

日本病院ライブラリー協会

（旧 病院図書室研究会）

病院・医療機関に設置されている病院図書室では、医学・医療の発展および国民の健康・福祉向上を目的とし、医療施設における診療、研究のため、医療情報の収集、提供を行っています。特に、医療従事者が得る文献情報は、患者さんに還元される診療、研究・研鑽の中で非常に大きな比重を占めております。さらに、最近では患者さんの権利が重要視され、患者さんへの医療情報公開、提供が社会的にも要求されてきております。

病院・医療機関の設置、運営は厚生労働省の管轄下であり、医療法等、法令に定められております。病院・医療機関の図書室としての機能は医療法第22条、また「医師法に規定する臨床研修省令」中「臨床研修病院の指定の基準」の「臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること」との条項に規定されています。

このような観点から、日本病院ライブラリー協会では、病院図書室は医療法等に基づく図書室であり、著作権施行令第1章の2、1条の三の5に該当する「研究所、試験所、その他の施設」に該当し、かつ、医療を受ける患者さん（一般公衆）への利用提供を目的としているため、著作権法の適用除外規定に該当する図書室であると考えます。

日本病院ライブラリー協会としては、医療情報を必要とする社会への貢献が、病院図書室の義務のひとつであることを認識し、医療従事者への情報提供に加えて、患者さんをはじめとする一般公衆の方々へ、医療情報提供の活動支援を実施していくこととしております。

また、より多くの方々に入手可及な、身近な医療情報の必要性とともに医学・医療の発展および国民の健康・福祉向上に貢献する病院図書室の役割を認知していただきたいと考えております。